

# 市町村民税所得割が課税されているか確認する方法（幕別町民の場合）

①：給与（勤務先）から市町村民税が天引きされている場合（特別徴収の場合）

毎年度5月頃に勤務先から送付される「給与所得等に係る町民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」から確認することが可能です。

給与所得等に係る町民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当等	先物取引	町民税	税額控除前所得割額④	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	道民税	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	森林環境税額⑧	特別徴収税額⑩	控除不足額⑪	既納額⑫	委託納付額⑬	増減額⑭	変更月
所得	給与所得(所得金額調整控除後)			総所得金額①							納付額															
所得控除	雑損医療費	障害・寡・ひ・勤	配偶者																							
	社会保険料	配偶者特別	扶養																							
	小規模企業共済	基礎																								
	生命保険料																									
	地震保険料																									
(摘要)																										

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として(町長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

問合せ先 幕別町役場税務課 住民税係 TEL(直通)0155-54-6604 (代表)0155-54-2111

**困っている部分の「所得割」の欄に金額が入っている場合は幕別町の修学支援資金の支援対象要件を満たしています。**

**※「均等割」の欄のみに金額が入っている場合は、北海道で実施する北海道公立高校生等奨学給付金若しくは奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）の支援対象要件を満たすため、幕別町の修学支援資金は対象となりません。**

# 市町村民税所得割が課税されているか確認する方法（幕別町民の場合）

②：給与（勤務先）から市町村民税が天引きされていない場合（普通徴収の場合）

毎年度6月中旬に幕別町役場税務課から郵送される「町民税・道民税 森林環境税 納税通知書」から確認することが可能です。

**町民税・道民税 納税通知書**  
森林環境税

次のとおり決定しましたので、通知します。  
なお、普通徴収分は、下記口座より各納期限に振替手続をとらせていただきます。

幕別町長 

年金の種類		【普通徴収期割納付額】		【年金特別徴収月割徴収額】	
支払者名称	法人番号	期 別	期 別 額	納 期 限	徴 収 月
通知番号					徴 収 額
金融機関	口座番号				4 月
口座種別					6 月
口座名義人					8 月
納付方法					10 月
					12 月
					2 月
					徴収月 仮徴収額
					(翌4月)
					(翌6月)
					(翌8月)

[公的年金所得に係る町民税・道民税について]  
老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の方で【年金特別徴収月割徴収額】欄に金額が記載されている方は、年金天引きの対象となります。

※公的年金特別徴収対象者のみ

**困っている部分の町民税の「所得割」の欄に金額が入っている場合は幕別町の修学支援資金の支援対象要件を満たしています。**

**※町民税の「均等割」の欄のみに金額が入っている場合は、北海道で実施する北海道公立高校生等奨学給付金若しくは奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）の支援対象要件を満たすため、幕別町の修学支援資金は対象となりません。**

**町民税・道民税・森林環境税課税明細** ※所得控除金額は所得税と町民税・道民税では異なります。

所得区分	金額(円)	所得区分	金額(円)	所得控除	金額(円)	所得控除	金額(円)
営業等		短所得		雑損			
農業		期割特別控除		医療費			
不動産		知略所得		社会保険料		障・寡・ひ・動	
利子		期割特別控除		小規模共済等		扶 養	
株式配当		長所得		生命保険料		基 礎	
給収入		期割特別控除		地震保険料		控 除 計 ②	
給与所得額		長優所得					
年金収入		期割特別控除		課税標準額(円)		町民税(円)	道民税(円)
雑所得計		長所得		総所得			
一時		期割特別控除		分離山			
総引所得		山所得		調整控除額			
総引所得		林特別控除		税額控除			
総引所得		先物取引		住宅借入金等特別税額控除			
総引所得		先物繰越損失額		寄附金控除			
総引所得		配当割額		配当割・株主優待控除			
損失の繰越控除		株式等譲渡所得割額		<b>所得割額</b>			
		上場株式等の譲渡所得		<b>均等割額</b>			
		二層株式等の譲渡所得		森林環境税	円	円	円
		上場株式等の譲渡所得		年税額	円	円	円
		株主優待		公的年金からの特別徴収税額	円	円	円
総所得金額計①		株式繰越損失額		課税清支払	円	円	円
給与のうち源泉徴収		特定損失額		控除不足額	円	円	円
控対配	扶 養	本人該当					
有 老 特 定 同 老 老 年 少 他 特 障 同 特 普 障 特 障 普 障 寡 婦 ひ り 親 動 成 年				通知書番号		氏 名	



